

商工こすど かわら版

第243号
小須戸
商工会

〔 9月 〕
の花
彼岸花



新型コロナウイルス感染症対策

個別相談会開催のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている中、休業や時短営業・従業員の雇用調整など、事業を継続していくための対策を考えていただくための個別相談会を開催します。現状の対応から今後の対策まで、お気軽に気軽にご相談ください。詳細は折込チラシをご覧ください、問合せや申し込みは商工会までお願いします。

【日時】令和二年九月二十五日(金)

十三時三十分～十六時三十分

【相談時間】一社あたり三十分

【締切】令和二年九月十八日(金)

(先着順、定員になり次第締め切り)

【相談料】 無料

【講師】

M M C 総合コンサルティング株式会社
中小企業診断士・社会保険労務士

和栗 聖 氏

【留意点】 感染症予防の観点からマ

スクの着用をお願いします。

新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業、第四期募集

新潟市は六月二十二日から三回に亘って、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、「新しい生活様式」に対応した店づくりを行う事業者へ設備投資や備品の購入にかかる経費の一部を補助してきました。

八月二十日現在で、全国的に感染症の拡大が収まらない中、新潟市内においても接待を伴う飲食店で感染が確認されたことや、第三期の募集でも需要が一定程度あることから、第四期を追加で実施することとなりました。

【第四期申請受付期間】

令和二年八月三十一日(月)～

令和二年九月十四日(月)

※第五期以降の予定はありません

【補助対象事業の例】

感染対策のための店舗改装、感染症予防のための空気清浄機やエアコン、従業員用のマスクや消毒液などの備品などです。

※補助対象事業詳細は新潟市へお問い合わせください。

【補助率】 三分の二

【限度額】 改装費 五〇万円／設備費 三〇万円／備品費 二〇万円

(合計一〇〇万円)

【申請書】 募集要綱や申請書は新潟市のホームページからダウンロードできます。ご自身で印刷ができない場合は商工会で用意できますのでご相談ください。

【申請・問い合わせ先】

新潟市経済部商業振興課

「新しい生活様式」に対応した店づくり補助金 担当

☎〇二五・二二六・一六三三

新型コロナウイルスに関連した

借入を利用された方へ

本利子補給制度は、日本政策金融

公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工

組合中央金庫、日本政策投資銀行の

「新型コロナウイルス感染症特別貸

付」・「危機対応業務」等の特別利子

補給の対象となる貸付により借入を

行った方のうち、一定の要件を満た

す方に対し、貸付を受けた日から最

長三年間にあたる利子相当額を一括

で助成する制度です。該当する方に

は直接書類が送付されますので、お

早めにお手続きください。

なお、本制度の申請期限は、二〇

二一年(令和三年)十二月三十一日

(金)(当日消印有効)です。

新潟市

新型コロナウイルス感染症

対策推進宣言

新潟市では現在、市内の飲食店をはじめとした新潟市内で経営する店舗が、手洗い・手指の消毒の徹底、マスクの着用、施設の換気、対人距離の確保など新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、そのお店が自主的に取り組む新型コロナウイルス感染症対策を可視化し、営業活動を

支援するために、事業者が利用できるポスターやステッカーを配布しています。活用をご希望の事業者は商工会までご連絡ください。



ステッカーは直径約 15 cm



ポスターは A4 と A3 の 2 種類

令和元年度補正予算

小規模事業者持続化補助金（一般型）

第三回申請受付募集中

国では、小規模事業者等が地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の三分の二（上限額五〇万円）を補助します。さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取り組み

（事業再開枠）を行う場合は、定額補助（上限額五〇万円）を上乗せします。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者については、さらに上限五〇万円を上乗せします。

本補助金の活用を検討される事業者は商工会にご相談いただくか、全国商工会連合会ホームページ（<http://www.shokokai.or.jp/jinkokukaitu>）から公募要領をご確認ください。（補助対象事業についても公募要領をご覧ください。）

【申請受付商工会締切】

第三回 令和二年九月十八日（金）
 第四回 令和三年一月二十二日（金）

【留意点】

・補助金を申請するには、商工会で作成する書類がありますので、お早めに商工会へ相談や書類を提出していただきますようお願いいたします。

・本補助金は国の「持続化給付金」とは異なりますのでご注意ください。

介護保険 第一号被保険者

（六十五歳以上の方）向け

保険料減免制度

新型コロナウイルスの影響による

次の要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

【減免条件】

A. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
 ↓**保険料の全額免除**

B. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①、②すべてを満たす場合

① 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年比で一〇分の三以上減少する見込みであること

② 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が四〇万円以下であること

↓ 保険料の一部を免除

【保険料減免の対象期間】

令和元年度分・令和二年度分の保険料のうち、納期限が次のもの

令和二年二月一日から令和三年三月三十一日まで

【申請期限】

令和三年三月三十一日まで

【申請方法】 必要書類を郵送

新潟市保険料減免コールセンター

☎〇二五・二二六・二六三三

インターネットショッピングモール 出店補助金

新潟市産業振興財団（以下IPC財団）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少がある中小企業に対して、インターネットショッピングモールを活用した販路拡大と新規需要の開拓を応援しています。

【補助内容】

〈補助率〉 補助対象経費の四分の三以内（補助上限額 二〇万円）
 〈補助対象期間〉 交付決定日から九十日以内

【補助対象経費】

初期費、月額費、広告宣伝費、商品開発費、外注・委託費

【募集期限】

令和二年十二月二十八日（月）

午後五時三十分

【問合せ】

IPC財団ビジネス支援センター

☎〇二五・二二六・〇五五〇